

平成 29 年度福岡県農林水産物ブランド化推進協議会事業  
「県産農林水産物の産地紹介動画の制作」業務委託仕様書

本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、この仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

1 委託事業の目的

福岡県産農林水産物のブランド化を促進するため、福岡県農林水産物ブランド化推進協議会（以下、「協議会」という）が実施する認知度向上対策の一環として、外食事業者や学校給食関係者に対し、品目の歴史や生産状況、食べ方等を総合的に紹介する動画を制作する。

制作した動画は、協議会HP上で広く紹介するとともに、学校給食の提供と併せた食育活動にも活用する。

2 委託事業名 県産農林水産物の産地紹介動画の制作業務

3 委託期間 契約締結の日から平成 30 年 3 月 10 日まで

4 仕様等

(1) 制作内容

県産農林水産物の歴史、生産状況、特徴、食べ方などを効果的に組み合わせ、外食事業者や学校給食関係者に対し、「福岡の食」の魅力を総合的に紹介する動画の制作。

(2) 制作する映像コンテンツ

- ①レタス（リーフレタス、玉レタス、サラダ菜）
- ②アスパラガス
- ③ブロッコリー
- ④キウイフルーツ（甘うい、博多甘熟娘、レインボーレッド）
- ⑤福岡の八女茶
- ⑥県産牛乳
- ⑦博多和牛
- ⑧はかた地どり
- ⑨福岡有明のり
- ⑩鐘崎天然とらふく・鐘崎天然ふく
- ⑪ダイジェスト版（①～⑩）

(3) 制作仕様について

- ・制作に係る作業（企画、台本作成、演出、取材、撮影、編集、DVD 作成、納品等）は、原則として受託者で行うこと。ただし、取材先との調整にあたっては、協議会事務局との連携を十分に図ること。
- ・映像撮影の際に現物、生産状況等の写真撮影もあわせて行うこと。
- ・収録時間の目安は、①～⑩は 3 分以上 5 分以内、⑪は 20 分以上 30 分以内とすること。内容によって若干の変更は可。
- ・小中学生でも理解できるよう、平易な表現に努めること。
- ・ナレーションや音響効果、字幕などの、わかりやすい効果を活用すること。
- ・聴覚に障害のある視聴者に対して配慮した映像制作をすること。
- ・音声の有無に関わらず、十分なPR効果が得られるよう、映像表現に配慮すること。
- ・福岡県農林水産物PRスタッフ「福岡うまかもん大使」を活用すること。

(4) 成果品の仕様及び形態

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・制作した映像の元データ（一式）  
※解像度はフルハイビジョン（1920×1080）とする。
- ・放映用データ（DVD-Video 規格の DVD 3枚組×5セット）  
Disk1：⑪（ダイジェスト版）を収録  
Disk2：①～⑤（農産物）を収録  
Disk3：⑥～⑩（畜産物、水産物）を収録  
※収録可能な最高画質で記録すること。
- ・ホームページ等掲載用データ（MPEG ファイル）  
※インターネットで配信することを想定したコンテンツの制作を行うこと。
- ・写真（JPEG ファイル）

5 業務実施上の条件

- (1) 業務の遂行にあたり、協議会事務局との連携を密にして遂行すること。
- (2) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他の目的に使用しないこと。
- (3) 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）は、原則として協議会に帰属するものとする。
- (4) 制作にあたって利用する音楽や人物などの著作権、肖像権等の権利関係は、受託者が目的に応じた処理を行うこと。
- (5) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料等）の一切を含むものとする。